

食品の自主回収及び苦情相談等について(令和6年(2024年)12月分)

(1)食品の自主回収について

熊本市保健所管内の「食品等の自主回収」の情報はありませんでした。

なお、全国の詳細については厚生労働省のホームページ内の「[自主回収報告制度\(リコール\)に関する情報](#)」をご覧ください。

(2)食品等に関する苦情相談

熊本市保健所では、消費者等からの「食品等に関する苦情相談」を受けています。

令和6年(2024年)12月分の事例の中から紹介します。

	相談内容	対応等
1	消費期限表示を間違えて貼って販売した	【事業者からの相談内容】 消費表示を誤って販売した。どうしたらよいか。 【状況確認】 本来の消費期限「2025.1.1」と表示するところを「2024.1.1」として販売した。 販売店で誤りに気付いた。 【保健所からの指導】 ・購入者が特定できない場合は、店舗ホームページや店頭ポップなどにより購入者に対して周知すること。 ・表示上は期限切れ商品となっており、公衆衛生上の危害が発生するおそれはないため、自主回収届は不要。

【食品等の自主回収を行った場合、届出することが義務化されています】

以下のような事案が発生した場合は、速やかに保健所にご相談ください。

- ・ 大腸菌による汚染や硬質異物の混入等(食品衛生法違反または違反のおそれ)
- ・ アレルゲンや消費期限等の安全性に関する表示の欠落や誤り(食品表示法違反)

※食品衛生上の危害が発生するおそれがない場合として厚生労働省令・内閣府令等で定めるときを除く。

自主回収情報は原則オンライン上で入力し、国のシステムで一元的に管理され、公表されます。

食品等事業者情報登録がお済みでない場合は、利用方法のご確認をお願いします。